

公害関係法令事務マニュアル  
公害防止条例届出の手引き  
(粉じんに係る特定施設編)

令和4年3月

宮 城 県

# 目 次

1	定義（条例第 2 条）	1
2	粉じんに係る特定施設設置者の義務等	1
	（1）施設等の届出の義務（条例第 17 条，第 18 条，第 19 条）	1
	（2）氏名等の変更，廃止の届出（条例第 22 条）	1
	（3）承継の届出（条例第 23 条）	1
	（4）規制基準遵守の義務（条例第 16 条）	2
3	届出の種類と添付書類	2
	（1）届出の種類	2
	（2）添付書類	2
4	届出書の提出先・提出方法	3
	（1）届出書の提出先	3
	（2）提出部数	3
	（3）届出様式	3
5	届出書作成上の留意事項	3
6	届出書記入例	4
	（1）粉じんに係る特定施設設置等届出書（様式第 1 号）	4
	（2）氏名等変更届出書（様式第 12 号）	6
	（3）使用廃止届出書（様式第 13 号）	7
	（4）承継届出書（様式第 15 号）	7
	（5）委任状作成例	9

## はじめに

この手引きは、**仙台市以外**の宮城県内に公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号。以下「条例」といいます。）に基づく**粉じんに係る特定施設**を設置等しようとする事業者の方を対象としています。

仙台市内で同様のことを行う場合には、仙台市環境局環境部環境対策課（電話 022-214-8222）へご相談ください。

## 1 定義（条例第2条）

- (1) 「**特定施設**」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、粉じんを著しく発生し、若しくは排出し、又は飛散させるおそれのあるもので規則で定めるものをいいます。（2ページ表1を参照）
- (2) 「**特定事業場**」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいいます。
- (3) 「**規制基準**」とは、発生し、若しくは飛散し、又は排出される粉じんの程度の許容限度をいいます。

## 2 粉じんに係る特定施設設置者の義務等

### (1) 施設等の届出の義務（条例第17条、第18条、第19条）

粉じんに係る特定施設を設置、構造等の変更をしようとする時、又は条例改正により既存施設が特定施設となった場合は所定の事項を届け出なくてはなりません。

#### ※ 受理書（条例施行規則第13条）

設置、構造等の変更の届出書が提出された後、速やかに書類の形式審査を行います。その結果、不備がなければ受理し、受理書を交付します。

#### ※ 実施の制限（条例第21条）

届出が受理された日（受理書の交付日）から60日間は工事に着手することができません。ただし、届出書を審査し、その内容が相当であると認められるときは、実施制限の解除を通知します。そのときは実施の制限期間内であっても着手することができます。

また、審査した結果、内容が排出基準に適合しないと認められるときは、受理日から60日以内に計画変更命令又は計画廃止命令が発せられることがあります。（条例第20条）

### (2) 氏名等の変更、廃止の届出（条例第22条）

上記の届出をした者の氏名又は名称、住所及び法人にあつては代表者氏名並びに工場又は事業所の名称及び所在地等に変更があった場合や届出した特定施設の使用を廃止した場合には、所定の事項を届け出なければなりません。

### (3) 承継の届出（条例第23条）

つぎの場合は所定の事項を届け出る必要があります。

- ① 設置又は使用の届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた場合。ただし、届出の義務は、その施設を譲り受け、又は借り受けた個人または法人が負います。
- ② 設置又は使用の届出をした者について相続、法人にあつては合併・分割があった場合。ただし、届出の義務は、相続人、合併後存続する法人、若しくは合併により新た

に設立した法人又は分割によりその施設を承継した法人が負います。

#### (4) 規制基準遵守の義務（条例第 16 条）

粉じんに係る特定施設を設置している者は、公害防止条例施行規則で定める基準を遵守しなくてはなりません。（下記 表 1 参照）

表 1 粉じんに係る特定施設と規制基準

（公害防止条例施行規則 別表第 1 の 2，別表第 2 の 2）

番号	施設の種類	規模又は能力	規制基準
1	チップ又はのこぎりくずの堆積場	面積が 100m <sup>2</sup> 以上	工場又は事業場の周辺の人又は物に著しい障害を与えない程度
2	動力打綿機及び動力混打綿機	—	

### 3 届出の種類と添付書類

#### (1) 届出の種類

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の時期	様式
特定施設設置届 （条例第 17 条）	粉じんに係る特定施設を設置しようとする場合	工事着手予定日の 60 日前まで	・様式第 1 ・別紙
特定施設使用届 （条例第 18 条）	条例の改正等により、すでに設置している（設置工事中も含む）施設が、粉じんに係る特定施設となった場合	特定施設となった 日から 30 日以内	
特定施設変更届 （条例第 19 条）	設置（使用）届出を行った特定施設の構造、使用及び管理の方法を変更しようとする場合	工事着手予定日の 60 日前まで	
氏名等変更届 （条例第 22 条）	氏名又は名称、住所、法人の代表者氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更した場合	変更後 30 日以内	・様式第 12
使用廃止届 （条例第 22 条）	届出施設の使用を廃止した場合	廃止後 30 日以内	・様式第 13
承継届 （条例第 23 条）	届出施設を譲り受け、又は借り受け、相続、合併又は分割によって、その地位を承継した場合	承継後 30 日以内	・様式第 15

#### (2) 添付書類

- ① 特定施設の配置図
- ② 粉じんを処理し、又は粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- ③ 粉じんの発生及び処理に係る操業の系統の概要を記載したもの
- ④ 特定施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む）について、構造と主要寸法が記入された概要図及び仕様書

## 4 届出書の提出先・提出方法

### (1) 届出書の提出先

提出先	郵便番号	住所	電話番号	所管区域
仙南保健所 環境廃棄物班	989-1243	大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町
塩釜保健所 環境廃棄物班	985-0003	塩竈市北浜四丁目 8-15	022-363-5506	塩竈市, 多賀城市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷市, 大衡村
塩釜保健所 岩沼支所 環境廃棄物班	989-2432	岩沼市中央三丁目 1-18	0223-22-6295	名取市, 岩沼市, 亘理町, 山元町
大崎保健所 環境廃棄物班	989-6117	大崎市古川旭四丁目 1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-87-8002	栗原市, 大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町
石巻保健所 環境廃棄物班	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目 7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1418	石巻市, 登米市, 東松島市, 女川町
気仙沼保健所 環境廃棄物班	988-0066	気仙沼市東新城三丁目 3-3	0226-22-5127	気仙沼市, 南三陸町
(参考) 仙台市 環境対策課 大気係	980-8671	仙台市青葉区二日町 6 番 12 号 MS ビル二日町	022-214-8222	仙台市

### (2) 提出部数

提出部数は正本 1 部, 写し 1 部です。また, 届出書の写しを事業所において保存してください。

### (3) 届出様式

届出書の用紙は, 各保健所環境廃棄物班又は宮城県環境生活部環境対策課にあります。また, 宮城県のホームページからダウンロードして使用することもできます。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kougaibousijourei-todokede.html>)

## 5 届出書作成上の留意事項

- (1) 届出者は, 法人にあつては法人の代表者としてください。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は, **委任状**を添付してください。委任した工場長等が交代した場合には, 氏名等変更届の提出時に新たな委任状が必要です。
- (2) 添付書類は, なるべく J I S の A 4 の大きさで作成してください。図面等 A 4 より大きい番のものは A 4 の大きさに折り, かつ, 左閉じにして開けやすいように折り込んでください。
- (3) 構造等変更届の場合は, 変更前と変更後の内容が明らかとなるように記載してください。

## 6 届出書記入例

### (1) 粉じんに係る特定施設設置等届出書（様式第1号）

ばい煙等に係る特定施設設置~~（使用・変更）~~届出書

〇〇年△△月□□日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
 〇〇市〇〇町〇〇1丁目2番3号  
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
 氏名 宮城製造株式会社  
 代表取締役 宮城太郎

不要な文字は抹消してください。

公害防止条例第17条第1項~~（第18条第1項・第19条第1項）~~の規定により、ばい煙等に係る特定施設の設置~~（使用・変更）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	宮城製造株式会社 〇〇第一工場
工場又は事業場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇3丁目2番1号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
特定施設の種類	2-1 チップ又はのこぎりくずの堆積場 1施設 2-2 動力打綿機及び動力混打綿機 1施設
※特定施設の構造	別紙のとおり
※特定施設の使用又は管理の方法	別紙のとおり
※ばい煙等の処理の方法	別紙のとおり
※※受理年月日	年 月 日
変更の内容（変更の場合に限る。）	

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び名称を記載すること。
  - 2 ※の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、別紙についても、やむを得ない場合を除き、同様とすること。
  - 4 ※※の欄には、記載しないこと。

粉じんに係る特定施設の構造並びに使用及び管理の方法

届出の種類により記入項目が変わりますので、備考1を確認してください。

施設番号		チップの堆積場	動力打綿機
		屋外チップヤード	回転式〇〇打綿機 〇〇型
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
使用開始年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
規模	面積(m <sup>2</sup> )	30,000	
	堆積能力(t)	25,000	
	原動機の定格出力(kW)		〇〇kW
	処理能力(t/h)		0.05t/h
堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量(t/年)		木材チップ、切削25~40mm厚さ4mm, 300,000t/年	
処理対象物の種類及び通常の間延べ処理量(t/月)			2t/月
使用及び管理の方法	特定施設がその中に設置されている建築物の概要		なし
	散水	装置の種類・形式・基数	スプリンクラー〇〇型 30基
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	15m <sup>3</sup> /h×30
		散水の方法	強風時に散水する
	防じんカバーの設置状況		なし
	集じん機	集じん機の種類・形式	〃
		集じん機効率(%)	〃
		送風機の原動機出力(kW)	〃
その他	法	北側に飛散防止のための壁の設置(別図のとおり)	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届での場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 粉じんに係る特定施設及び粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む。)の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

- 添付書類 1 特定施設の配置図
- 2 粉じんを処理し、又は粉じんの飛散を防止するための装置の構造図
- 3 粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統図

変更の届出時は、変更前と変更後がわかるように記載してください。

(2) 氏名等変更届出書 (様式第 12 号)

氏名等変更届出書

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者 住所 (主たる事務所の所在地)  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
氏名 宮城製造株式会社  
代表取締役 宮城花子  
(名称及び代表者の氏名)

不要な文字は抹消してください。

氏名 (~~名称・住所・所在地~~) に変更があったので、公害防止条例第 2 2 条 (~~第 3 1 条・第 4 0 条・第 4 8 条・第 5 7 条~~) の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	代表取締役 宮城太郎
	変更後	代表取締役 宮城花子
変更の理由	代表者交替のため	
変更年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
特定施設の種類等	2-1 チップ又はのこぎりくずの堆積場 1 施設 2-2 動力打綿機及び動力混打綿機 1 施設	

- 備考 1 特定施設の種類等の欄には、公害防止条例施行規則別表第 1 に掲げる番号及び名称又は揚水設備を記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。



(3) 使用廃止届出書 (様式第 13 号)

特定施設使用廃止届出書

〇〇 年 △△ 月 □□ 日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者 住所 (主たる事務所の所在地)  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
氏名 宮城製造株式会社  
代表取締役 宮城花子  
(名称及び代表者の氏名)

不要な文字は抹消してください。

特定施設の使用を廃止したので、公害防止条例第 2 2 条 (~~第 3 1 条・第 4 0 条・第 4 8 条~~) の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業場の名称	宮城製造株式会社 〇〇第一工場
特定事業場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇 3 丁目 2 番 1 号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
特定施設の種類等	2-1 チップ又はのこぎりくずの堆積場 1 施設 2-2 動力打綿機及び動力混打綿機 1 施設
使用廃止の年月日	〇〇 年 △△ 月 □□ 日
使用廃止の理由	工場移転のため

- 備考 1 特定施設の種類等の欄には、公害防止条例施行規則別表第 1 に掲げる番号及び名称又は揚水設備を記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

同種の施設が複数ある場合は、廃止する施設が特定できるように施設番号を記載するか、配置図等を添付してください。

(4) 承継届出書 (様式第 15 号)

承継届出書

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者 住所 (主たる事務所の所在地)  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇町 1 丁目 2-3  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
氏名 **株式会社宮城プロダクツ**  
**代表取締役 青葉太郎**  
(名称及び代表者の氏名)

不要な文字は抹消してください。

特定施設(揚水設備)に係る届出者の地位を承継したので、公害防止条例第 23 条第 3 項(第 32 条第 3 項・第 41 条第 3 項・第 49 条第 3 項・第 58 条第 3 項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場若しくは事業場又は特定事業場の名称 (揚水設備の名称)	<b>株式会社宮城プロダクツ 〇〇第一工場</b>	
工場若しくは事業場又は特定事業場の所在地 (揚水設備の設置場所)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇3 丁目 2 番 1 号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
特定施設の種類の等	2-1 チップ又はのこぎりくずの堆積場 1 施設 2-2 動力打綿機及び動力混打綿機 1 施設	
承継の年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
被承継者	氏名又は名称	<b>宮城製造株式会社</b>
	住所又は主たる事務所の所在地	<b>仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1</b>
承継の理由	<b>売買により施設を譲り受けたため</b>	

- 備考 1 特定施設の種類の等の欄には、公害防止条例施行規則別表第 1 に掲げる番号及び名称又は揚水設備を記載すること。  
2 届出書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

(5) 委任状作成例

## 委 任 状

私は、当社〇〇(事業所名等) 工場長 △△ □□ (氏名)を代理人と定め下記の権限を委任します。

### 記

〇〇工場(事業所名等)における「公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)」に関する届出の権限

〇〇年 △△ 月 □□ 日

住 所 仙台市青葉区本町3-8-1  
会社名 宮城製造株式会社  
代表取締役 宮城太郎  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇